

会計年度任用職員（看護師（区健康・子ども課B））募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（看護師（区健康・子ども課B））
採用予定人数	1人
職務内容	乳幼児健診に関すること、予防接種に関すること、ツベルクリン反応検査及びBCG接種に関すること、その他看護師業務に関し所属長が必要と認めるもの
応募資格	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく看護師免許を有する方で、地方公務員法第16条に規定される下記いずれかにも該当しない方 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	・専門職としての基礎知識を持ち、積極的に業務に取り組める方 ・市民や職員と円滑にコミュニケーションが図れる方
任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※採用後、1か月間（勤務日数が15日に達しない場合は、15日に達するまで）は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あります。
勤務場所	札幌市清田区役所（札幌市清田区平岡1条1丁目） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市清田区保健福祉部健康・子ども課（清田保健センター）
勤務日・時間	・勤務日：1週間当たり4日を超えない範囲内で所属長が定める ・休日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ・勤務時間：1週間当たり14時間を超えない範囲内で所属長が定める。 1日当たり3時間30分とし、その割振りは次のいずれかから所属長が定める。 1 8時45分から12時15分 2 13時00分から16時30分 ※時間外・休日勤務を命ずる場合あり ※上記の範囲内で月3～4回の勤務を予定
給与	月額6,367円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和7年4月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更される

	ことがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当(支給要件有)
休暇	年次休暇(任用当初から付与、初年度1日)、特別休暇、その他各種休暇・休業制度有(取得要件有)
社会保険	適用なし
福利厚生	不加入
公務災害	労災保険適用
服務	地方公務員法上の各規定が適用(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募受付期間:令和7年11月11日～同年11月17日(必着) (応募状況により延長する場合があります。) ・面接日程:令和7年11月中旬～下旬 ・合否決定時期:令和7年11月中～下旬 ・応募方法:上記の受付期間までに写真付き履歴書(※)と看護師免許の写しを下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴(特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴)は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 ※採用時には直近1年以内に受検した胸部レントゲン検査の結果を提出いただきます。 【履歴書送付先】 〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目 札幌市清田区保健福祉部健康・子ども課保健予防係 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員 看護師(区健康・子ども課B)履歴書在中」と朱書き
個人情報の	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、

取扱い	任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務(通勤)災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。
-----	---

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。